

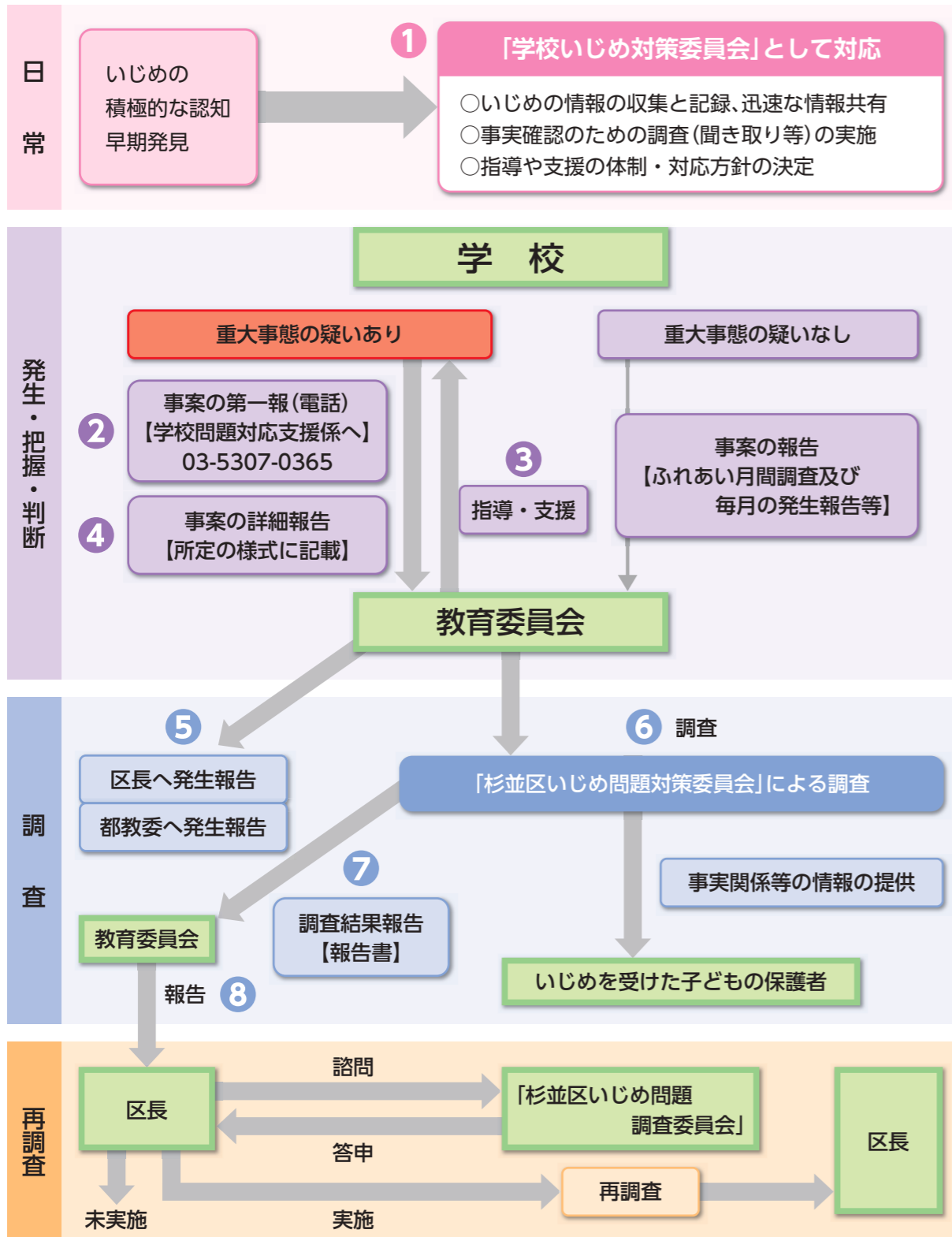
# いじめ対応リーフレット

令和7年4月

## 4 いじめの重大事態発生時の対応

【重大事態】とは……

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
欠席日数年間30日が目安。連続した欠席の場合は30日に達しなくとも迅速に対応
- ※いずれか1つでも該当すると重大事態となる。  
※子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたとの申立てがあったときも対応



## 1 子どもを見つめる ～教職員向けチェックリストの活用～

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることが大切です。次の視点から子どもを見つめ、「何かおかしい」と思ったら迷うことなく、様々なチャネルからの情報収集を行うとともに組織的に取り組むことが大切です。

1 表情・態度	
<input type="checkbox"/> 笑顔がなく、沈んでいる。	<input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。
<input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。	<input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。
<input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。	<input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おどおどとしている。
<input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。	<input type="checkbox"/> いつも一人ぼっちである。
2 身体・服装	
<input type="checkbox"/> 身体に原因が不明の傷などがある。	<input type="checkbox"/> けがの原因を聞いても曖昧に答える。
<input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。	<input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。
<input type="checkbox"/> 寝不足等で顔がむくんでいる。	<input type="checkbox"/> ボタンが外れていたり、ポケットが破けたりしている。
<input type="checkbox"/> シャツやズボンが汚れたり破けたりしている。	<input type="checkbox"/> 服に靴の跡が付いている。
3 持ち物・金銭	
<input type="checkbox"/> 鞆や筆箱等が隠される。	<input type="checkbox"/> ノートや教科書に落書きがある。
<input type="checkbox"/> 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。	<input type="checkbox"/> 作品や掲示物にいたずらされる。
<input type="checkbox"/> 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする。	<input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。
4 言葉・言動	
<input type="checkbox"/> 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。	<input type="checkbox"/> 他の子どもから言葉掛けをされない。
<input type="checkbox"/> 一人でいたり、泣いていたりする。	<input type="checkbox"/> 教室に遅れて入ってくる。
<input type="checkbox"/> 忘れ物が急に多くなる。	<input type="checkbox"/> いつも人の嫌がる仕事をしている。
<input type="checkbox"/> すぐに保健室に行きたがる。	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室の前でうろうろしている。
<input type="checkbox"/> 休み時間に校庭に出たがらない。	<input type="checkbox"/> 家から金品を持ち出す。
<input type="checkbox"/> 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。	
5 遊び・友人関係	
<input type="checkbox"/> 遊びの中に入っていない。	<input type="checkbox"/> 笑われたり冷やかされたりする。
<input type="checkbox"/> 友達から不快に思う呼び方をされる。	<input type="checkbox"/> グループでの作業の仲間に入っていない。
<input type="checkbox"/> 特定のグループと常に行動を共にしている。	<input type="checkbox"/> よくけんかをする。
<input type="checkbox"/> 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。	
<input type="checkbox"/> 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。	
<input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。	
6 教職員との関係	
<input type="checkbox"/> 教職員と目線を合わせない。	<input type="checkbox"/> 教職員との会話を避ける。
<input type="checkbox"/> 教職員と関わろうとせず、避ける。	

【いじめ総合対策【第2次・一部改定】(令和3年2月東京都教育委員会)上巻 P94】より

## 2 いじめを知る ～定義に基づく確実ないじめの認知～

- 「いじめ」かどうかは、いじめを受けた子どもの側に立って判断します。  
いじめ防止対策推進法第2条第1項「いじめ」の定義

- 行為をした者(A)も、行為を受けた者(B)も児童生徒であること
- AとBの間に一定の人間関係があること
- Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること



現行の法による「いじめ」は、行為を受けた子どもの「主観」が全てです。行為が軽微であったとしても、その子どもが心身の苦痛を感じていれば「いじめ」です。

## 3 いじめの対応 ～いじめの発見から対応まで～

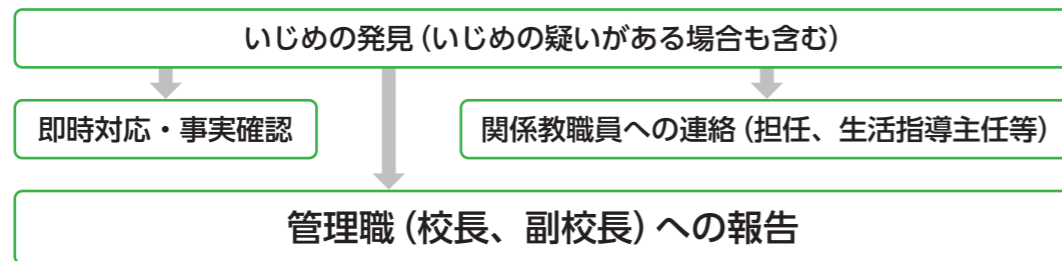
### (1) いじめの発見 (いじめの疑いがある場合を含む)

- 子どもからの訴え・報告
- 保護者からの訴え・報告
- 教職員の気付き
- 同僚教職員からの報告
- 「いじめアンケート」の内容
- 地域からの情報

※「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」といった視点から、事実を正確・簡潔明瞭に記録し保管する。

### (2) 管理職への報告

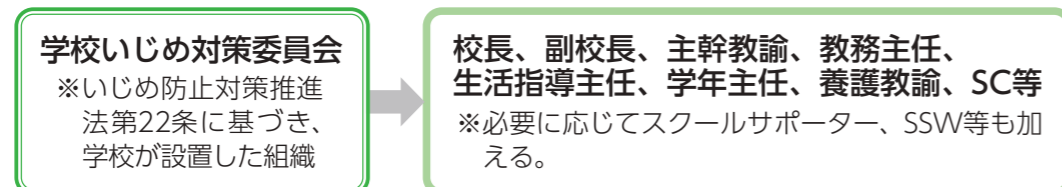
いじめ(いじめの疑いがある場合も含む)を発見したら、速やかに管理職(校長、副校長)へ報告する。



※いじめを発見した場合は様々な対応が発生するが、その都度、速やかに管理職(校長、副校長)へ確実に報告・相談する。

### (3) 学校いじめ対策委員会の開催

校長は、いじめの発見後、「学校いじめ対策委員会」を速やかに開催する。そのメンバーには学校のスクールカウンセラーを必ず加え、その役割を明らかにしておく。発生したいじめの実態・緊急性に応じて、スクールソーシャルワーカー等の必要な人選を行う。



※「学校いじめ対策委員会」を開催した際には、必ず議事録を作成する。

## (4) 解消に向けた対応

正確な事実に基づき、解消に向けた手だてを「学校いじめ対策委員会」で協議し、対応方針等を立てる。その方針等については、全教職員が共通理解し、組織的に問題解決を図る。

### ア 対応方針

- 緊急性(自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度)を確認し、子どもの安全を最優先とする。
- 対応方針(いつ、だれが、どのように対応するのか)を決め、全教職員に周知する。その際、留意すべきことを確認する。

### イ 事実関係の整理

- すでにある記録といじめアンケートの内容等から、聞き取りによって確認すべき内容を明確にする。
- 関係者への聞き取りは複数の教職員で、被害・加害・関係する子どもを個別に、可能な限り同時進行で行う。 ※「事実確認」と「指導」を明確に区別する。
- 聞き取った情報(発生日時、場所、内容等)を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

### ウ 役割分担

- いじめを受けた子どもからの聞き取り調査と支援(複数対応)
- いじめを行った子どもからの聞き取り調査と指導(複数対応)
- 傍観したり周囲にいたりした子どもと、学級や学年等の集団全体への指導
- 必要に応じて特別支援教育校内委員会等、校内の他の組織との連携
- 保護者への報告及び対応

### エ 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

- 教育人事・指導課 学校問題対応支援係への報告
- 関係諸機関(杉並区内警察署、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、学校法律相談担当弁護士等)への連絡

### オ 教育委員会による、いじめを行った子どもへの出席停止措置

区教育委員会は、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条1項の規定に基づき、いじめを行った子どもの出席停止を命じることができる。この措置については、いじめの状況等に応じて、学校と相談・協議の上、教育委員会が講じるものである。

## (5) 定期的・継続的な経過観察・確認の実施

### ア 解消の確認

- ① 相当の期間(少なくとも3か月)いじめに係る行為が止んでいること
- ② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

### イ 経過観察

いじめが解決した後も、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもの人間関係を継続して観察する。

### ウ 定期的な確認

- スクールカウンセラーを活用した、いじめを受けた子どもへの配慮
- 学校いじめ対策委員会等を活用した、関係の子どもについての情報交換